

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	テレワークプラットフォーム運用保守業務
発 注 課	システム調整課
選 定 事 業 者	パナソニックコネクト株式会社 現場ソリューションカンパニー東日本社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、本市のテレワークプラットフォーム（CACHATTO）において、安定したサービス提供のために運用保守を行うものであり、本業務を安全かつ確実に履行するためには、本市のテレワーク環境に関する十分な知識を有し、稼働中のシステムの運用及びデータの整合性に影響を与えることがないことが不可欠である。</p> <p>当該事業者は本システムの構築及び運用保守業務を継続して受託し、稼働するサーバの構成や設定内容を熟知しており、上述の履行に必要な条件を満たしている。</p> <p>また、他業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、本市のテレワーク環境に関する情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することは外部からの不正アクセスやサイバー攻撃のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。</p> <p>したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和6年2月8日